

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

重要な会計方針は次のとおりである。

当事業年度から「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日 改正内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、購入時の取得価額によっている。（償却原価法については、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、適用していない。）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

出版物は、先入先出法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員の退職給付の支給に備えるため、期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

・役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、本会役員退職慰労金支給規則に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。